

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 25 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13580

研究課題名（和文）弁護士による情報発信の実証研究：表現の自由と法曹倫理の相剋と模索

研究課題名（英文）Free Speech and Legal Ethic: A case study on lawyers discourse

研究代表者

郭 薇 (Guo, Wei)

北海道大学・法学研究科・准教授

研究者番号：80733089

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：情報公開を含む情報化の結果、専門職である弁護士の活動に変化を与えた。本研究は、日本の弁護士に関わる情報発信を中心として、法専門職に関する情報の提供がいかになされているか、また法専門職による情報発信への管理がいかに行われているかを、理論的および実証的に検討した。弁護士の職域拡大と連動し、弁護士をめぐる発信も多様化している。他方、メディア側には、人格を重視する法専門職の描き方が確認される。専門職団体である弁護士会の情報管理では、法知識の正確さや守秘義務以外に、メディアや一般市民の態度に基づく他律的な要素も意識されている。情報化社会における専門職の自律性は相対化される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでの弁護士論は、専門家集団の知識独占に基づいて法専門家（弁護士）から非法専門家（依頼者）への一方的な情報提供を前提とした、「専門家-依頼者」という関係が中心となっている。それに対して、現代の弁護士業には、商業広告に加え、教育意味での知識提供や広報活動など多様な情報発信の様態が存在している。それゆえ狭義の「専門家-依頼者」間の情報活動ではなく、広く社会の一般構成員との相互作用を問う研究が求められる。本研究では、法律家個人や法律業界内の視点を超え、社会の様々な情報空間における法律家言説の影響力を探求する。

研究成果の概要（英文）：Informatization, including information disclosure, have changed the activities of lawyers as a profession. This study theoretically and empirically examines how information about the legal profession is provided and how the legal profession manages the dissemination of information, focusing on the dissemination of information related to lawyers in Japan. In conjunction with the expansion of the legal profession, the information about lawyers has been diversified. On the other hand, the media side confirms the portrayal of the legal profession that emphasizes personalities. In addition to the accuracy of legal knowledge and the duty of confidentiality, the information management of the professional association, the bar association, is also aware of other-regulation based on the attitudes of the media and the general public. The autonomy of the profession in the information society is weakened.

研究分野：法社会学

キーワード：弁護士 情報発信 メディア 広報 自主規制

1. 研究開始当初の背景

(1) 表現の自由と専門家言論の関係について、関連研究が盛んなアメリカでは市民としての専門家が有する表現の自由を認めつつ、依頼者を誤導から保護するという観点から、専門家の言論に一定の制約を課すという議論があった¹。ただ、そこで専門家の言論への規制は、非依頼者である不特定多数の市民、いわゆる一般向けの情報発信まで及ぶかといった問題が残されている。

(2) 日本では一般向けの弁護士言論も多くの制約が受けてきた。2000年に弁護士広告が解禁されたものの、日本で弁護士の職業広告を実施する際に弁護士会の規程による制約も残されている。加えて、2000年以後、業務広告以外のメディア出演やネットでの直接発信など弁護士の情報活動が増えてきた中、弁護士の品位に反する行為として情報発信に対する弁護士会の懲戒処分が目立つようになった。しかしながら、こうした専門職の自主規制および日常的な広報戦略で形成された情報発信のルールとそれが弁護士活動に与える影響についての実証的な検討はほぼみられない。

(3) 日本における弁護士の情報活動に関する先行研究は、業務広告という特定の情報形式に集中している。例えば法社会学者である棚瀬孝雄は、ビジネスとしての弁護士観と、広告を行うことが専門家として品位に欠ける行為である公益性を重視する弁護士観との対立という日本の弁護士文化において情報活動の役割を論じてきた²。棚瀬の論考は、狭い裁判活動を超え、職業像の転換から弁護士の情報活動を捉える点で革新的であった。しかし、情報へのアクセスが容易になった現代において、問題は弁護士広告がもたらす商業化というより、ビジネスの展開も想定した上でどのような弁護士の情報を提供され、いかに管理することにある。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、まず弁護士による情報が社会においていかに発信され、受容されているか、またそれに対して専門職団体(弁護士会)がどのように対応可能か、という現状を解明することにある。

(2) そのような調査で得られた結果を踏まえた上で、弁護士による情報発信と法曹倫理との関係を検討する。

3. 研究の方法

本研究は、弁護士による一般向けの情報発信の実態とその規定要因を解明するため、4つの研究課題を設けた。それは、1) 職業社会学や法曹研究の先行研究を整理し、弁護士言論の位置付けを理論的に考察する、2) 日本社会で現れた弁護士の情報発信を網羅的に収集・分析し、マスメディアにおける弁護士像とその特性を明らかにする、3) 法曹倫理規定とその懲戒事例を精査した上、弁護士の情報発信をめぐる弁護士会の自主規制の基準と効果を考察する、4) 情報発信をめぐる弁護士側の取り組みとその制約を探求するために、日本の弁護士会による公式の広報実践を事例にして検討する、であった。

1) については、各理論の構成と形成背景に目を配り、学説史的な分析を行った。2) については、2000年～2021年間弁護士関連の記事(朝日新聞・日本経済新聞)を収集し、内容の傾向と弁護士への描き方を量的および質的分析を行った。さらに、記事分析で得られた知見を応用し、弁護士情報接触に関するウェブ調査(1000人規模)を行った。3) については、2000年から2017年にわたる懲戒事例集から広告を除くメディアでの情報発信に関連する事例を抽出し、そこで見られる処分の対象行為、評価基準に関する類型化を行った。4) については、東京都を除く、弁護士会の現役広報担当者(11地域)に対してオンライン聞き取り調査を行った。それに合わせて、主にインターネットを通じて上記の調査協力者が関わる広報コンテンツとその反響も調べた。

4. 研究成果

(1) 従来、弁護士による情報発信への規制は、公正な裁判の運営、消費者(当事者)の保護そして弁護士(集団)への信頼維持といった三つの文脈で行われてきた。公正な裁判の運営や消費者(当事者)の保護の視点に由来する規制は、それぞれ特定の裁判または弁護士 依頼者の関係に限定されていると指摘できる。他方、2000年以後裁判外紛争処理や予防法務など法的サービスの拡大に伴い、直接的に事件依頼や紛争処理につながらない情報発信が求められるようになる。日本では懲戒処分など弁護士自治の形で情報発信を事後的に制約する場面が確認されたが、依頼者志向かつ司法中心の弁護士像からただちに一般向けの情報発信に関するルールを導くことができない。そこでは、第三者である情報の受け手との関係性というメディア実践の特性が判断の要素として考慮されている。

¹ Timothy Sandefur, "Free Speech for you and me, But not for professionals", Regulation2015-2016, pp48-53

² 棚瀬孝雄「プロフェッションと広告」自由と正義 31-10、2 - 10 頁

(2) 日本の弁護士制度と共通点の多い台湾への現地調査から、新規弁護士数の増加と発信活動との相関関係が示唆されている。2011年以後弁護士人口が3割に増加した台湾では、SNSやテレビ出演で活動する弁護士が増えており、代理中の事件のみではなく一般の時事問題をめぐる弁護士の情報発信も活発になっている。そして、政治や社会運動への高い関心を背景に、台湾の裁判所は注目度の高い裁判に対して積極的なプレスリリースに加え、市民との討論会の開催など多様多様な広報活動を展開している。法専門職による情報提供が進んでいる台湾においては、裁判所または専門職団体(弁護士会)による弁護士の情報発信への直接または間接な介入が少ない。

(3) 新聞記事の追跡分析から、弁護士関連の記事には2000年以後主題群の拡大や書き方の多様化が確認された。内容は概ね弁護士業界の変化とりわけ職域の拡大とも連動している。加えて、メディア媒体の性質または立場によって、弁護士への描き方が変化することも見て取れる。そして、オンラインでの法情報接触調査から、非法専門職の人々には日常的に弁護士情報と接触する機会が限られており、また専門職としての権威性や公益性を求める傾向が根強く残っている。

(4) 弁護士情報の構成は弁護士本人以外、取材する記者、記事や番組の企画者/編集者、専門職団体(弁護士会)、読者/視聴者に影響される。たとえば日本の弁護士会広報では、外部のメディアによる取材や報道の方針が意識されており、情報の受け手の反応も配慮されている。確かに守秘義務のような既存の法曹倫理が弁護士情報の発信内容や手段に一定の制約を与えるが、全体的に、弁護士情報をめぐるルールの大半は、法学教育や法専門職団体の自律的な判断によるものではない。つまり、弁護士情報の評価は、あらかじめ固定された品質を検証するのではなく、依頼者・同業者・市民による批評の混合である。

(5) 近時の弁護士情報には実在・非実在的な人物のパフォーマンスや経験という形を介して発信されている面がある。そのような情報像は、法専門職・マスメディア・受け手との間に共通して認められる。リアルな弁護士個人の主観的経験や属人的情報に結びついていない、弁護士情報の「キャラクター化」は情報活動を介する承認の調達や摩擦の回避を追求する結果と言えるかもしれない。ただし、本研究は、いわゆる「受けのいい」論点や発言を意識することで、法律家が論争的な社会問題に関する見解の開示を控えることにつながる恐れも示唆する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 郭微	4. 巻 88
2. 論文標題 法学は公共的議論にとって有用か	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法社会学	6. 最初と最後の頁 20-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 郭微	4. 巻 19
2. 論文標題 法情報の『大衆化』とその課題：法情報学の射程をめぐる一試論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 情報ネットワーク・ローレビュー	6. 最初と最後の頁 167-183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34374/inlaw.19.0_167	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 郭微	4. 巻 8
2. 論文標題 専門家による情報発信と言論『規制』：日本の弁護士懲戒処分（2000年-2017年）を素材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 97-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32235/alis.8.0_4	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 4件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 郭微
2. 発表標題 資訊時代下の律師倫理～來自法社會學的視角～
3. 学会等名 台灣國立陽明交通大學【法律倫理與專業責任】講座（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 郭 徽
2. 発表標題 法廷外表現活動と法専門職の変容：弁護士の情報発信に関する台湾での予備調査
3. 学会等名 北海道大学法理論研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 郭 徽
2. 発表標題 法学は公共的議論にとって有用か：「ファクトチェック」と法律家の情報発信
3. 学会等名 日本法社会学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 郭 徽
2. 発表標題 法情報概念の再構成：非法律家の言説は法情報になれるか
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 郭 徽
2. 発表標題 法情報概念の再構成～非法律家の言説は法情報なのか
3. 学会等名 龍谷大学法情報研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 郭 薇
2. 発表標題 法律家の「キャラクター化」：弁護士情報の実践からみる法専門職の自律性
3. 学会等名 北海道大学法理論研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関